千葉県後期高齢者医療広域連合広域計画（資料編）

新　旧　対　照　表

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等
資料１千葉県後期高齢者医療広域連合規約 平成18年12月27日 千葉県市指令第19号 (広域連合の名称) 第1条　この広域連合は、千葉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)という。 (広域連合を組織する地方公共団体) 第2条　広域連合は、千葉県内の全市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。 (広域連合の区域) 第3条　広域連合の区域は、千葉県の区域とする。 (広域連合の処理する事務) 第4条　広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村において行う。 (1)　被保険者の資格の管理に関する事務 (2)　医療給付に関する事務 (3)　保険料の賦課に関する事務 (4)　保健事業に関する事務 (5)　その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 (広域連合の作成する広域計画の項目) 第5条　広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。 (1)　後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。 (2)　広域計画の期間及び改定に関すること。 (広域連合の事務所)	**資料１千葉県後期高齢者医療広域連合規約** 平成18年12月27日 千葉県市指令第19号 (広域連合の名称) 第1条　この広域連合は、千葉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)という。 (広域連合を組織する地方公共団体) 第2条　広域連合は、千葉県内の全市町村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。 (広域連合の区域) 第3条　広域連合の区域は、千葉県の区域とする。 (広域連合の処理する事務) 第4条　広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については関係市町村において行う。 (1)　被保険者の資格の管理に関する事務 (2)　医療給付に関する事務 (3)　保険料の賦課に関する事務 (4)　保健事業に関する事務 (5)　その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 (広域連合の作成する広域計画の項目) 第5条　広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。 (1)　後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。 (2)　広域計画の期間及び改定に関すること。 (広域連合の事務所)	

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等
第6条　広域連合の事務所は、千葉市内に置く。 (広域連合の議会の組織) 第7条　広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、54人とする。 2　広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。 (広域連合議員の選挙の方法) 第8条　広域連合議員は、関係市町村の議会の議員のうちから、各関係市町村の議会において1人を選挙する。 2　関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。 (広域連合議員の任期) 第9条　広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期による。 2　広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。 3　広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。 (広域連合の議会の議長及び副議長) 第10条　広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。 2　議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。 (広域連合の執行機関の組織) 第11条　広域連合に広域連合長及び副広域連合長を置く。 2　広域連合に会計管理者を置く。 3　副広域連合長は、広域連合議員を兼ねることができない。 (広域連合の執行機関等の選任の方法) 第12条　広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。 2　前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。 3　広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。 4　副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。	第6条　広域連合の事務所は、千葉市内に置く。 (広域連合の議会の組織) 第7条　広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、54人とする。 2　広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。 (広域連合議員の選挙の方法) 第8条　広域連合議員は、関係市町村の議会の議員のうちから、各関係市町村の議会において1人を選挙する。 2　関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。 (広域連合議員の任期) 第9条　広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期による。 2　広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。 3　広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。 (広域連合の議会の議長及び副議長) 第10条　広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。 2　議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。 (広域連合の執行機関の組織) 第11条　広域連合に広域連合長及び副広域連合長を置く。 2　広域連合に会計管理者を置く。 3　副広域連合長は、広域連合議員を兼ねることができない。 (広域連合の執行機関等の選任の方法) 第12条　広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。 2　前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。 3　広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。 4　副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。	

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等
5　会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。 (広域連合の執行機関の任期) 第13条　広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあっては、当該任期による。 (補助職員) 第14条　第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。 (選挙管理委員会) 第15条　広域連合に選挙管理委員会を置く。 2　選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。 3　選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。 4　選挙管理委員の任期は、4年とする。 (監査委員) 第16条　広域連合に監査委員2人を置く。 2　監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。 3　監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあっては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。 (協議会) 第17条　広域連合にその運営に関する重要事項を審議するため、関係市町村の長から選出される者で構成する協議会を置く。 (広域連合の経費の支弁の方法) 第18条　広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1)　関係市町村の負担金 (2)　事業収入 (3)　国及び県の支出金 (4)　その他	5　会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。 (広域連合の執行機関の任期) 第13条　広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあっては、当該任期による。 (補助職員) 第14条　第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。 (選挙管理委員会) 第15条　広域連合に選挙管理委員会を置く。 2　選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。 3　選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。 4　選挙管理委員の任期は、4年とする。 (監査委員) 第16条　広域連合に監査委員2人を置く。 2　監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。 3　監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあっては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。 (協議会) 第17条　広域連合にその運営に関する重要事項を審議するため、関係市町村の長から選出される者で構成する協議会を置く。 (広域連合の経費の支弁の方法) 第18条　広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。 (1)　関係市町村の負担金 (2)　事業収入 (3)　国及び県の支出金 (4)　その他	

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等
2　前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。 (補則) 第19条　この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。 附　則 (施行期日) 1　この規約は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は同年4月1日から、第4条の規定は平成20年4月1日から施行する。 (経過措置) 2　平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。 3　広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、千葉市中央区市場町1番3号に所在する千葉県自治会館内にて行うものとする。 4　平成19年3月31日までの間においては、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。 附　則(平成22年8月27日千葉県市指令第980号) この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。 附　則(平成24年10月25日県知事届出) (施行期日) 1　この規約は、千葉県知事に届出の日から施行する。 (経過措置) 2　改正後の別表第2備考1及び2の規定は、平成26年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成25年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。	2　前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。 (補則) 第19条　この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。 附　則 (施行期日) 1　この規約は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は同年4月1日から、第4条の規定は平成20年4月1日から施行する。 (経過措置) 2　平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。 3　広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、千葉市中央区市場町1番3号に所在する千葉県自治会館内にて行うものとする。 4　平成19年3月31日までの間においては、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。 附　則(平成22年8月27日千葉県市指令第980号) この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。	第二次広域計画策定後に、外国人登録法廃止に伴い、別表第2が改正された。

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）

別表第1(第4条関係)

事務内容
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 被保険者証及び資格証明書の引渡し 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務

別表第2(第18条関係)

1　共通経費(第2項及び第3項に定める経費を除く経費)

区分	負担割合
共通経費	均等割　10% 高齢者人口割　50% 人口割　40%

2　医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

3　保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額)

市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

1　高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。

2　人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）

別表第1(第4条関係)

事務内容
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 被保険者証及び資格証明書の引渡し 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 保険料に関する申請の受付 上記事務に付随する事務

別表第2(第18条関係)

1　共通経費(第2項及び第3項に定める経費を除く経費)

区分	負担割合
共通経費	均等割　10% 高齢者人口割　50% 人口割　40%

2　医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

3　保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額)

市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

1　高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。

2　人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等
資料２　千葉県後期高齢者医療広域連合の歩み **１　千葉県後期高齢者医療広域連合の主な出来事** 平成18年 9月 1日　千葉県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会規約施行 19年 1月 1日　千葉県後期高齢者医療広域連合規約施行 19年 1月30日　千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙（藤代　孝七　船橋市長） 19年 2月 1日　千葉県後期高齢者医療広域連合事務局設置 19年11月13日　定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例制定について可決（平成２０年度、２１年度保険料等） 20年 4月 1日　後期高齢者医療制度開始 21年 7月13日　千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙（藤代　孝七　船橋市長） 22年 2月 8日　定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決（平成２２年度、２３年度保険料） 22年 3月23日　印西市、印旛村、本埜村が合併し、印西市となり、関係市町村が５６から５４になる。	**資料２　千葉県後期高齢者医療広域連合の歩み** **１　千葉県後期高齢者医療広域連合の主な出来事** 平成１８年　９月　１日　千葉県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会規約施行 １９年　１月　１日　千葉県後期高齢者医療広域連合規約施行 １９年　１月３０日　千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙（藤代　孝七　船橋市長） １９年　２月　１日　千葉県後期高齢者医療広域連合事務局設置 １９年１１月１３日　定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例制定について可決（平成２０年度、２１年度保険料等） ２０年　４月　１日　後期高齢者医療制度開始 ２１年　７月１３日　千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙(藤代　孝七　船橋市長) ２２年　２月　８日　定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決（平成２２年度、２３年度保険料） ２２年　３月２３日　印西市、印旛村、本埜村が合併し、印西市となり、関係市町村が５６から５４になる。	

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等
23年 2月 1日　千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 （根本　崇　野田市長）	２３年　２月　１日　千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 （根本　崇　野田市長）	
25年 2月 1日　千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 （志賀　直温　東金市長）		第二次広域計画策定後の内容を追加した。
26年 2月 7日　定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決 （平成２６年度、２７年度保険料）		
26年 5月 1日　千葉県後期高齢者医療広域連合長選挙 （志賀　直温　東金市長）		
28年 2月10日　定例議会 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について可決 （平成２８年度、２９年度保険料）		
２　主な制度の見直し	**２　主な制度の見直し**	
①保険料の支払い方法の変更 20年10月　～　一定条件のもと、口座振替の対象者の拡大 21年 4月　～　口座振替と年金天引きとの選択制の実施	①　保険料の支払い方法の変更 ２０年１０月　～　一定条件のもと、口座振替の対象者の拡大 ２１年　４月　～　口座振替と年金天引きとの選択制の実施	
②現役並み所得者の判定基準の変更 21年 1月　～　被保険者及び同一世帯に属する７０歳以上７５歳未満の世帯員の合計で判定	②　現役並み所得者の判定基準の変更 ２１年　１月　～　被保険者及び同一世帯に属する７０歳以上７５歳未満の世帯員の合計で判定	
③７５歳到達月に係る高額療養費の自己負担限度額の特例	③　７５歳到達月に係る高額療養費の自己負担限度額の特例	

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等
21年　1月　～　誕生月前の医療保険制度と、誕生月後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額をそれぞれ本来額の１/２に設定 ④保険料の軽減措置 恒常的な措置（政令本則） ○低所得者に対して ・均等割の７割・５割・２割軽減 ・平成２６年度より5割軽減の対象に単身世帯を追加 特例措置 ・均等割の７割軽減については、８．５割軽減 ・所得が一定以下の場合、所得割を一律５割軽減 ・平成２１年度より、均等割額について９割軽減を追加 ○被扶養者に対して ・所得割の賦課なし。 ・制度加入から２年間について均等割５割軽減 特例措置 ・制度加入期間に関係なく、均等割５割軽減については、９割軽減 ※特例措置は、平成２９年度から激変緩和措置を講じた上で、政令本則に戻すこととされている。 特例措置が廃止される際の経過措置については、決定次第差し替える	２１年　１月　～　誕生月前の医療保険制度と、誕生月後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額をそれぞれ本来額の１/２に設定 ④　保険料の軽減措置と激変緩和措置 恒常的な措置 ○低所得者に対して ・均等割の７割・５割・２割軽減 ※７割軽減については、現行制度が終了するまでの間８．５割軽減 ・所得が一定以下の場合、所得割を一律５割軽減 ・平成２１年度より、均等割額について９割軽減を追加 ○被扶養者に対して ・所得割の賦課なし。制度加入から２年間について均等割の５割軽減を９割軽減する措置の継続	恒常的な措置と特例措置を整理した。 また、平成26年度より5割軽減の対象に単身世帯が追加されたこと、特例措置の原則廃止を記載した。

<table>
<tr><th>千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）</th><th>千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）</th><th>変更理由等</th></tr>
<tr><td>

資料３　後期高齢者医療制度のしくみ

　千葉県内の関係市町村が設立した広域連合が「財政運営全般」を行い、関係市町村は保険料徴収と窓口業務を行います。

　後期高齢者は「保険料」を納付し、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示し診療を受けることとなります。

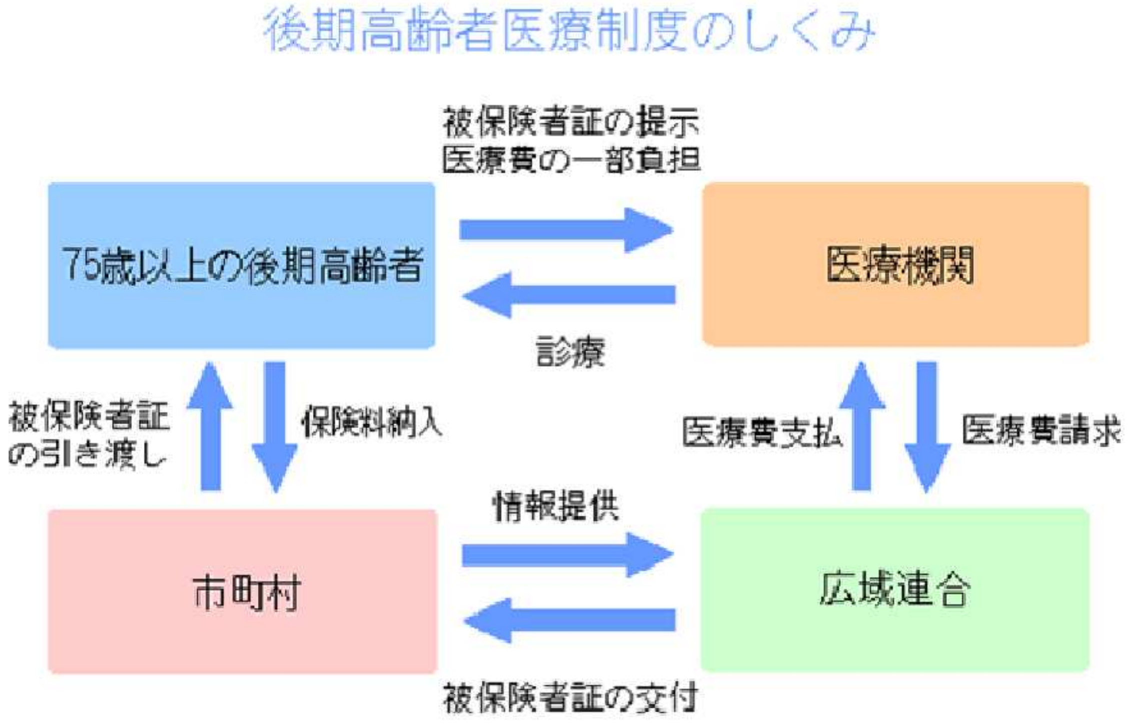

</td><td>

資料３　後期高齢者医療制度のしくみ

　千葉県内の関係市町村が設立した広域連合が「財政運営全般」を行い、関係市町村は保険料徴収と窓口業務を行います。

　後期高齢者は「保険料」を納付し、広域連合が交付する被保険者証を医療機関に提示し診療を受けることとなります。

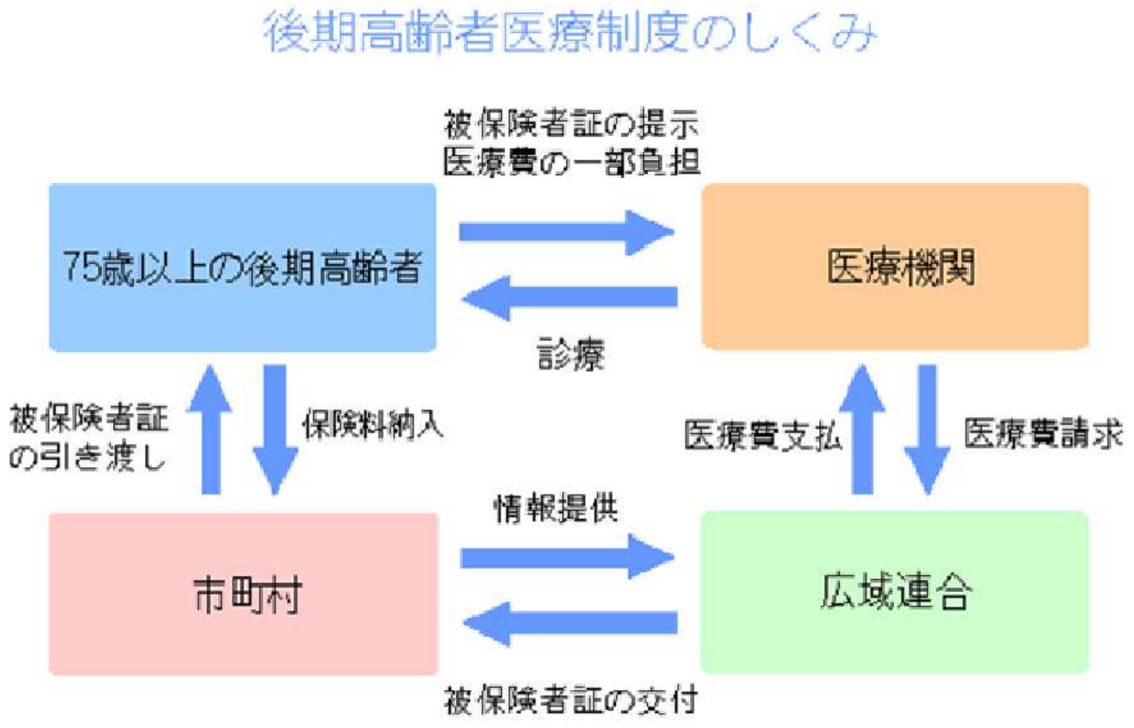

</td><td></td></tr>
</table>

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等
（下記左欄）	（下記中欄）	第二次広域計画の本文中上段は、被保険者数の状況と関連性が低いため削除した。 その他数値を更新した。

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）

資料４　千葉県後期高齢者医療被保険者の状況と推計

後期高齢者医療制度が開始された平成２０年度の平均被保険者数は４９万９千人でしたが、平成２７年度は６７万８千人となり、３５．９%増加しています。平成３３年度には８７万７千人と平成２０年度から３７万８千人、７５．８%の増加が見込まれています。

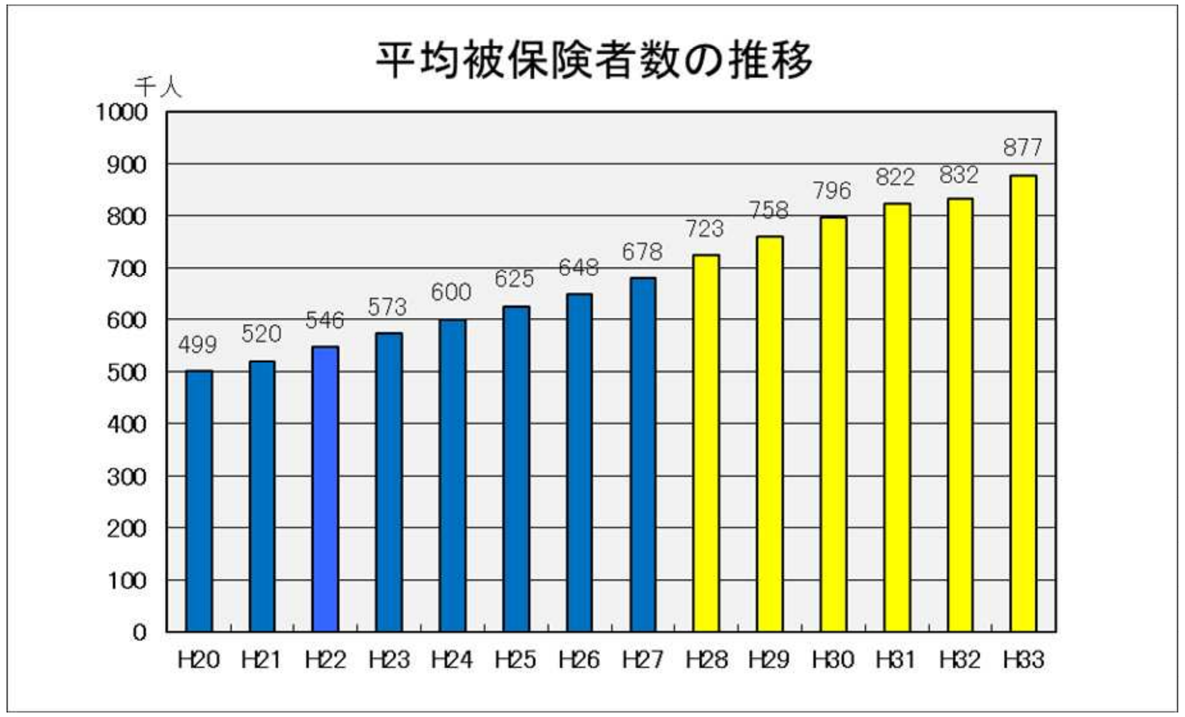

※１　平成２０年度から平成２７年度は千葉県後期高齢者医療平均被保険者数の実数

※２　平成２８年度から平成３３年度は千葉県常住人口年齢別統計(平成２７年４月１日)から推計した千葉県後期高齢者医療平均被保険者数

※３　被保険者数については、高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号に基づく障害認定を受けた障害者数(６５歳から７４歳)を含む

千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）

資料４　千葉県後期高齢者医療被保険者の状況と推計

千葉県の７５歳以上の高齢者人口は、国勢調査の結果では平成１２年の３２０，９１３人から、平成２２年には５５４，２６０人と２３３，３４７人増加しています。

後期高齢者医療制度が開始された平成２０年度の平均被保険者数は４９万９千人でしたが、平成２２年度は５４万６千人となり、９．４%増加しています。平成３０年度には８０万２千人と平成２０年度から３０万３千人、６０．７%の増加が見込まれています。

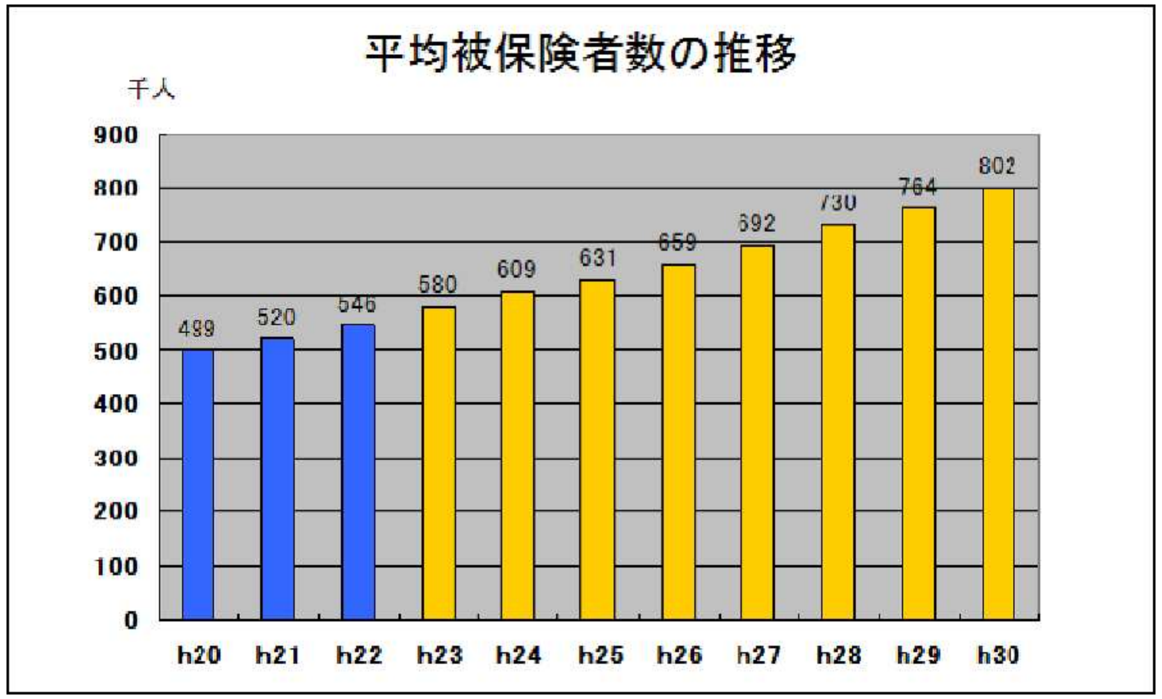

※１　平成２０年度から平成２２年度は千葉県後期高齢者医療平均被保険者数の実数

※２　平成２３年度から平成３０年度は千葉県常住人口年齢別統計(平成２３年４月１日)から推計した千葉県後期高齢者医療平均被保険者数

※３　被保険者数については、高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号に基づく障害認定を受けた障害者数(６５歳から７４歳)を含む

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等
資料５　関係市町村別に見た高齢化の状況 **（<u>平成 22 年 10 月 1 日現在</u>）** 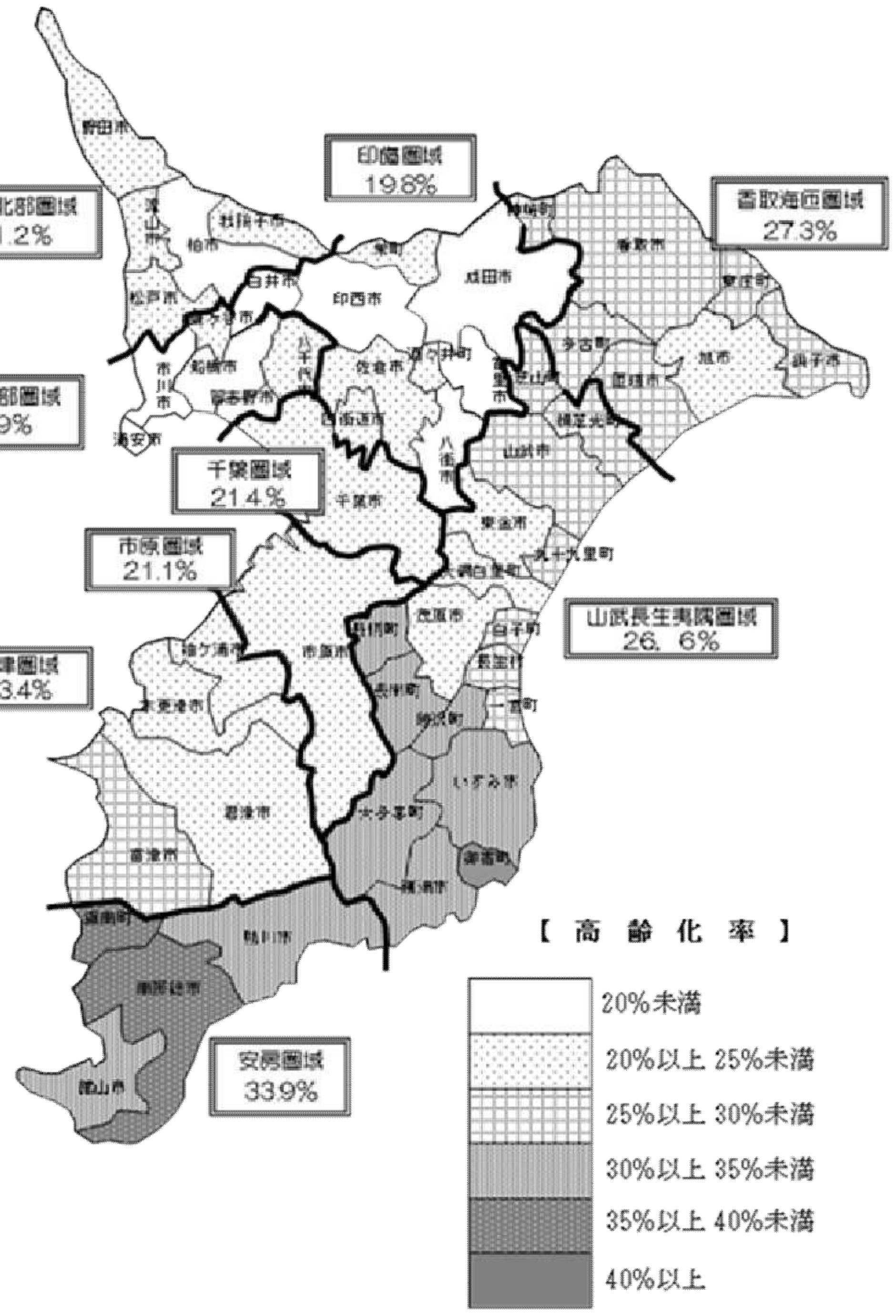 ※ 総務省統計局「平成 22 年国勢調査結果」をもとに作成。 （出典「千葉県高齢者保健福祉計画(平成２７年度～平成２９年度)」）	**資料５　関係市町村別に見た高齢化の状況** **（<u>平成 17 年 10 月</u>）** （出典「千葉県高齢者保健福祉計画(平成２１年度～平成２３年度」）	**新たに策定された千葉県高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年）のデータに更新した。**

千葉県後期高齢者医療広域連合（第三次広域計画）	千葉県後期高齢者医療広域連合（第二次広域計画）	変更理由等
資料６　関係市町村別に見た高齢化の状況 **（<u>平成 37 年推計値</u>）** 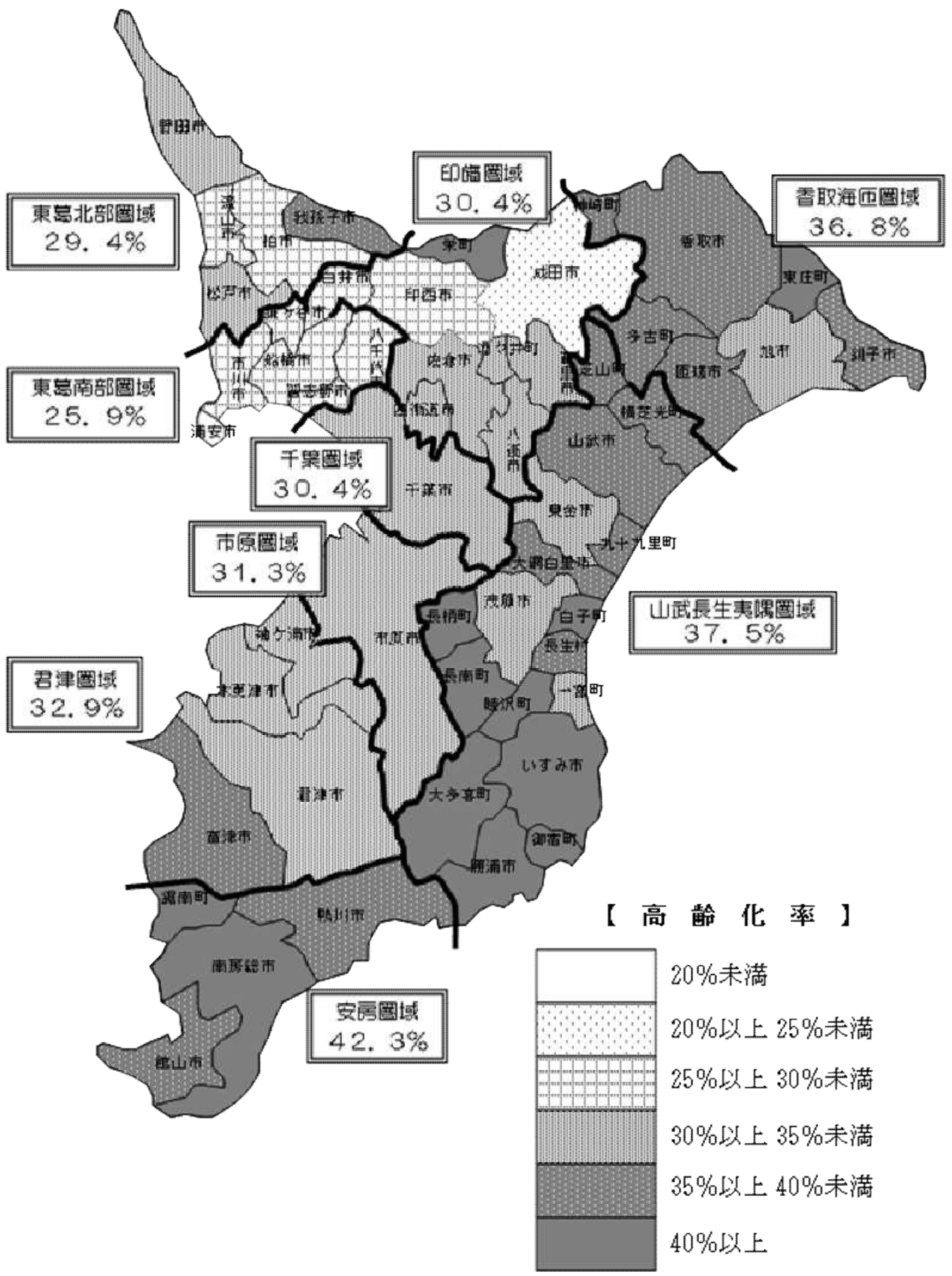 ※　国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」をもとに作成。 （出典「千葉県高齢者保健福祉計画（平成２７年度～平成２９年度）」）	**資料６　関係市町村別に見た高齢化の状況** **（<u>平成 26 年度推計値</u>）** （出典「千葉県高齢者保健福祉計画（平成２１年度～平成２３年度）」）	新たに策定された千葉県高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年）のデータに更新した。